中井町自治基本条例の策定に関する提言書

平成25年7月中井町自治基本条例策定検討委員会

はじめに

中井町は、大磯丘陵の一角に位置し、水と緑あふれる自然に恵まれた町として成長してきました。また、東名高速道路秦野中井インターチェンジの開設により、東京都心まで約1時間でアクセスが可能となったことから、流通関係企業や自然との調和を目指した研究開発型企業の進出によって発展してきました。

これまで中井町は、人口規模の小さな町として、町民にとって身近な行政運営がな されるとともに、町民もまた自治会などの活動を中心として、町民主体によるまちづ くりを進めてきました。

しかしながら、21世紀に入ってからは、中井町にも少子・高齢化と人口減少の波が押し寄せてきており、今後は、こうした状況から生ずる様々な課題を解決していくことが求められます。また、地方分権改革の進展を背景に、基礎的自治体である市町村の自己責任・自己決定が求められており、行政の果たす役割が一層重要となってきています。

こうした状況に対応し、これからの中井町のまちづくりを進めていくためには、まちづくりの主体である町民、議会及び町が、それぞれの役割を認識し、お互いの立場を尊重した上でまちづくりに取り組む、そのための仕組みやルールが必要であると考えられます。

中井町自治基本条例策定検討委員会では、平成 24 年 8 月に町から自治基本条例の制定について諮問を受け、以降、(仮称)中井町自治基本条例の制定の是非やその内容を検討してきました。この提言書は、これまでに行われた議論をまとめたものです。

この提言書をもとに、今後は、広く町民の皆様の参加を得て、よりよい条例として 制定していただくようお願いいたします。



平成25年7月30日

中井町自治基本条例策定検討委員会(委員一同)

<u></u> 图 次

はじめに

I	自	治基本条例とは?	. 1
	1	まちづくりのルール	. 1
	2	地域の実情に応じた条例というルール	. 1
	3	町の基本的なルール	. 2
	4	住民によるまちづくりのルール	. 2
ΙI	身	条例制定の背景	. 3
	1	進む地方分権改革=地域のことは地域に住む住民が決める	. 3
	2	まちづくりの役割分担	. 3
	3	協働のまちづくり	. 4
	4	地域づくりの力を高める	. 5
	5	地域の課題を解決する	. 7
ΙI	I	中井町自治基本条例の策定に関する提言	. 8
	1	提言の基本的な考え方	. 8
	(1)条例の必要性	. 8
	(2) 条例の名称	. 8
	(3) 条例の形式	. 8
	2	中井町自治基本条例に盛り込むべき内容	. 8
	(1) 主旨(前文)	. 8
	(2) 総則	LO
		① 目的	LO
		② 条例の位置付け	LO
		③ 定義	LO
	(3) まちづくりの基本理念・基本原則	10

① 基本理念	10
② 基本原則	11
(4) まちづくりの主体	11
① 権利	11
② 責務	11
(5) 地域づくり	12
(6) まちづくり表彰	12
(7) 行政運営	12
① 総合計画	12
② 行財政運営	12
③ 情報公開	13
④ 公益通報	13
⑤ 他の自治体との連携	13
(8) 行政運営への町民参加	13
① 町民参加の推進	13
② 審議会	14
③ 町民まちづくり政策提案	14
(9) 住民投票	14
(10) 条例の見直し	14
中井町自治基本条例策定検討委員会設置要網	15
中井町自治基本条例策定検討委員会	17

I 自治基本条例とは?

- 自治基本条例とは、どのようなものでしょうか?
- また、なぜ作る必要があるのでしょうか?

1 まちづくりのルール

自治基本条例は、まちづくりのための基本的なルールを定めたものです。

自治とは、文字どおり、地域を「自ら治めること」で、そこから派生する様々な課題を解決するための活動がまちづくりであり、条例とは、地方公共団体(都道府県や市町村など)が定めるルールです。

国のルールは、日本国憲法に基づいて国が法律で定めます。地域のルールは、都道府県や市町村が、法令の範囲内において条例で定めます。

我が国は、市町村という基礎的自治体により行われるまちづくりを基礎として、広域的なことは都道府県が行い、日本全体に関することは国が行う、という役割分担のもとで行政が運営されています。

したがって、まちづくりは、住民にとって一番身近な市町村が行う必要があり、まちづくりを進めていくためには基本的なルールが必要になる、ということになります。

2 地域の実情に応じた条例というルール

日本国憲法第8章で保障された「地方自治」については、地方自治法という法律によって、地方公共団体の種類、組織、運営に関する事項の大綱とともに、地方公共団体と国との基本的な関係が定められており、この法律は、言うなれば、全国の市町村に共通する基本的なルールです。しかし、我が国には、現在(平成25年1月1日時点)、1,742の市町村(特別区である東京23区を含む。)があり、その市町村の数だけ、人口規模、面積、環境など、地域の実情は異なります。

そのため、地方自治法では、地方公共団体が条例として、その地域の実情

に応じたルールをつくることを認めています。

3 町の基本的なルール

市町村は、数多くの条例を定めています。

まちづくりには、福祉、教育、健康、道路や公園づくりなどの様々な分野があり、それぞれの分野ごとにルールを定める必要があるからです。

その中でも自治基本条例とは、その名のとおり、それぞれの分野に共通するもっとも基本的なルールということになります。自治基本条例は、まちづくり(自治)のためのもっとも基本的な条例(ルール)ということです。

そのため、中井町で自治基本条例が定められると、中井町のまちづくりは、 この自治基本条例に基づいて行われることになります。

4 住民によるまちづくりのルール

住民にとって市町村は、生活に直結した基礎的自治体であることから、住 み良いまちづくりを行うためには、住民の考えを議会や行政に反映させる仕 組みが重要となります。

また、住民が、身近な地域を安全で安心して暮らせるようにするためには、 地域に住む住民と市町村が協働して、一緒にまちづくりを進めることが欠か せません。

そのため、町民の意思が反映されやすく、また住民と行政が協働してまちづくりを行いやすくなるための仕組みが必要ということになります。この仕組みを自治基本条例で定めることになります。

Ⅱ 条例制定の背景

1 進む地方分権改革=地域のことは地域に住む住民が決める

国は、「地域のことは地域に住む住民が決める」という考え方を基本として、地方分権改革を進めています。

平成12年には、いわゆる「地方分権一括法」という法律によって、国・都道府県・市町村の関係を、これまでの「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと変える、大きな方向転換が行われました。また、平成24年には、いわゆる「地域主権改革一括法」という法律により、国や都道府県が持っていた様々な権限が市町村に委ねられ、さらに地方分権が推し進められました。こうした地方分権の流れは、今後もさらに進んでいくものと考えられます。

こうした背景のもと、「地域のことは地域に住む住民が決める」ためのもっとも基本的なルールとして、自治基本条例を制定する市町村が増えています。

2 まちづくりの役割分担

まちづくりを進めるためには、町民、議会及び町の役割分担が必要になります。

議会に関することについては、今年(平成25年)3月に中井町議会基本条例が成立し、議会及び議員の役割が定められましたが、町民、議会及び町のそれぞれの役割を明確にするためには、自治基本条例が必要となります。

町はこれまで、福祉、教育、健康、道路や公園づくりなどの分野に共通することについて、情報公開条例などのルールを定めてきました。また、自治会などの町民の団体と一緒にまちづくりを進めるために、町の体制強化も図ってきました。

しかし、それぞれの役割を結びつけるもっとも基本的なルールが定められていなかったことから、まちづくり全体に共通したルールとして自治基本条例を制定する必要性があります。

3 協働のまちづくり

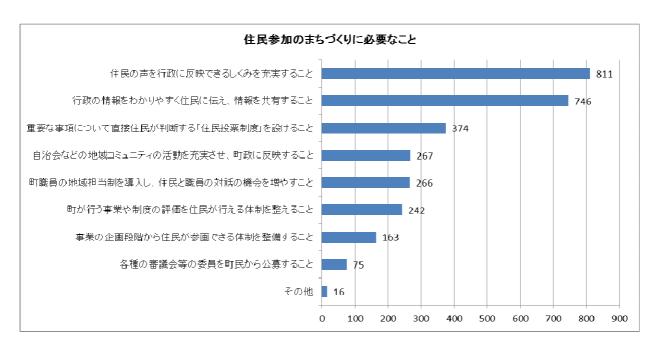
まちづくりの主役は町民です。

住み良いまちづくりは、町民にとってもっとも身近な単位である隣近所や 地域(自治会など)を基本に進める必要があります。また、中井町で働く人、 学ぶ人、福祉団体や企業活動を行う会社なども、まちづくりの重要なパート ナーです。

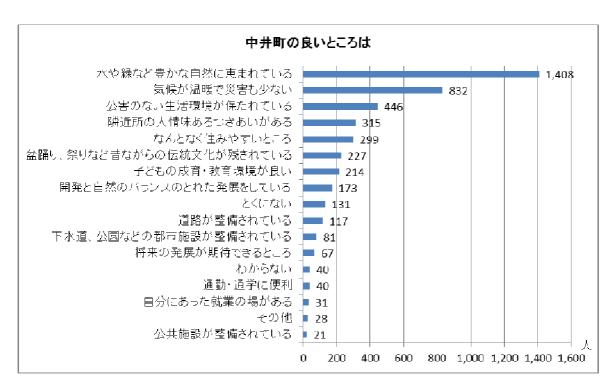
一方で、議会及び町は、町民からの信託に応えて、町民の福祉(=幸せづくり)のために、福祉、教育、健康、道路や公園づくりなどの基盤整備を進めるとともに、町民によるまちづくりを支援する役割を担っています。

まちづくりの主役である町民と、それを支援する議会及び町とを結びつける仕組みが「協働のまちづくり」です。

「協働のまちづくり」とは、町民、議会及び町のそれぞれが、お互いの自主性や自立性を尊重して、対等な立場で一緒に「汗をかく」ということです。 一緒に「汗をかく」からこそ、住み良いまちづくりができると言えるのではないでしょうか。



※ 中井町総合計画アンケート調査結果 (平成 21 年 9 月)

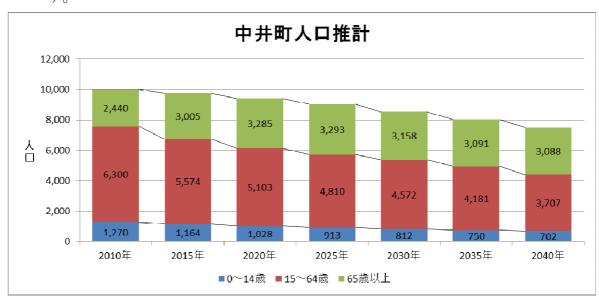


※ 中井町総合計画アンケート調査結果(平成21年9月)

4 地域づくりの力を高める

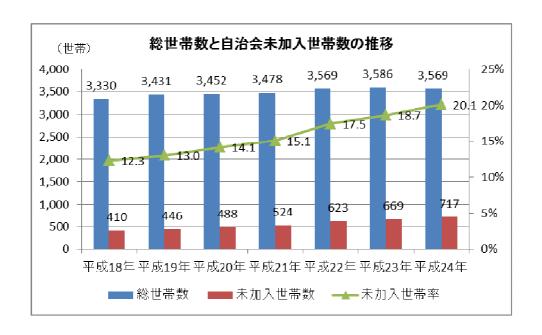
これからは、少子・高齢化や人口減少に対応したまちづくりが必要になります。

現在は、一人暮らしの方が増加したことに伴い本町の世帯数は増加していますが、今後は、世帯(家族)の人員数が減っていくことが見込まれています。



※ 国立社会保障・人口問題研究所資料(平成 25 年 3 月)より作成

一方、中井町は、他の市町村と比較すると、町民の自治会参加率が非常に高く、自治会活動も活発に行われています。地域ぐるみでまちづくりに取り組んでいると言っても過言ではないでしょう。





※ 住民基本台帳データより作成 各年1月1日時点

少子・高齢化が進み、人口が減少する社会では、地域の「互助、共助」がますます重要になると言われています。子どもたち、高齢者、障がい者等を皆で支えて助け合うことが「互助、共助」です。この「互助、共助」が地域におけるまちづくりの力を高め、住み良いまちづくりを支えることになります。

そのためには、男女の違い、年齢の違い、身体的状況の違いなど、それぞれが置かれている状況の違いを超えて、相互に尊重し合いながらまちづくりを進めることが大切です。

地域づくりの力を高めるため、そのための仕組みづくりが欠かせないのです。

5 地域の課題を解決する

地域では様々な課題を抱えています。

地域の自然、歴史や文化を未来にどのように継承するか、子どもたちを地域で見守りながらどのように育てるか、増加する高齢者が地域で安心して住み続けられるようにするにはどうすればよいか、地域をどのように活性化するか、町民の誰もが安心で快適に暮らすことができるようにするためにはどうすればよいか、など多岐にわたります。

これらの課題を解決するためには、まちづくりに携わる町民や事業者、議会、行政が一緒になって考える必要があります。また、町の施策に町民等の意見が反映され、また、協働して取り組むための仕組みを整える必要があります。

III 中井町自治基本条例の策定に関する提言

1 提言の基本的な考え方

(1) 条例の必要性

○ 誰もが住んでみたいと思えるまちの実現に向けて、まちづくりの理念・方 針、自治体運営の基本的なルールを策定することが必要と考えられる。

(2) 条例の名称

○ 条例の策定に当たっては、町民が条例の趣旨を理解しやすい名称とするため、「中井町自治基本条例」とする。

(3) 条例の形式

- 条例の策定に当たっては、町民が条例の内容を理解しやすい条文とする。
- なお、「・・・するものとする。」「・・・しなければならない。」といった「である体」形式の条文とするか、「・・・することができます。」「・・・するように努めます。」といった「です・ます体」形式の条文とするかについては、今後、町民の意見を聴き判断する。

2 中井町自治基本条例に盛り込むべき内容

(1) 主旨(前文)

私たちは、箱根連山の向こうに秀峰富士を望み、丹沢の伏流水の恵みを受け、自然に恵まれた里山の面影が色濃く残る中井町の町民です。

私たちが住む中井町は、起伏に富んだ大磯丘陵の北西にあって、相模湾の 影響を直接受けるため、冬暖かく、夏涼しい温暖な気候に恵まれ、蜜柑をは じめ豊かな農産物に彩られている、緑豊かな景観が維持されています。

飛鳥時代の律令制度による班田収授の荘園の頃から足柄の「中村荘」とい

う名前がみられる由緒ある町ですが、その後、鎌倉から室町、戦国へかけて 幾多の変遷を経ながら、江戸末期には比奈窪、松本、境、遠藤、半分形、古 怒田などの集落が定まり、明治維新の廃藩置県を経て、明治中頃にはこれら の集落が集まり中村となって、明治 41 年にこの中村と当時の井ノロ村が合併 して中井村になり、昭和 33 年に中井村誕生 50 周年を契機にして単独で町制 を施行し、ほぼ現在の姿になりました。

その後、軌道敷のない本町にも高度経済成長の波は押し寄せ、東名高速道路のインターチェンジが設けられたのを契機に、町でも「グリーンテクなかい」(ハイテク型工業団地)を中心とする企業誘致が進み、財政基盤の確立が図られる中、独創的なまちづくりが進められています。

それでもなお、自然の恵みである懐かしい里山の風景は町のいたるところに残され、蛍が飛び交う豊富な地下水で賄われている飲料水や生活用水の上水道は、私たちの町の自慢の一つです。また、江戸時代に作られたとされる勇壮華麗な4台の山車。平安京の昔、都から伝わったとされる無形文化財の「鷺(さぎ)の舞」などが披露される五所八幡宮例大祭。つい最近まで全国各地で見られたしめ縄づくり、竹灯篭をはじめとする竹細工などの農村工芸。農家有志による農作業の伝承、その他、地域の伝統文化が大切に継承されている文化の香り豊かな町です。

私たちはこの町の現状を維持しながら将来を展望し、安全で明るく健康的なまちづくり、老若男女を問わず誰もが住んでみたい、住んで良かったと思うようなまちづくりを地域の基本組織である自治会などを中心に力を合わせて目指しています。

しかしながら、多様化する課題や町民のニーズに応えていくためには、お互いの立場を尊重し、さらには近隣市町を含め一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要になります。そのためにも、私たちは町外の人々との交流を深め、相互に連携を図りながら、生活圏を重視した中でまちづくりを目指す必要があります。

私たちは、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を明らかにするとともに、町民の町政への参画と協働によるまちづくりに関する事項を定めることにより、分権の時代に相応しい地方自治を確立し、絆を大切にした活力に満ち、ゆとりと豊かさが実感できる住みよい町を築いていくことを高らかに宣言し、すべての町民に共有されて遵守される最高規範として、ここに「中井町自治基本条例」を制定します。

(2) 総則

目的

○ この条例は、中井町におけるまちづくりの基本理念や基本原則、まちづくりに関わる町民、議会及び町の責務を明らかにするとともに、地域づくりや行政運営を行う際の基本的な事項を定めることにより、まちづくりに携わる者がお互いの立場を尊重・協力し、暮らしやすく豊かな地域社会を実現することを目的とする。

② 条例の位置付け

○ この条例は、中井町におけるまちづくりの基本理念を定めた最高規範であり、他の条例などの制定改廃、計画の策定や運用等に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

③ 定義

- 町民:中井町に住所を有する者、中井町で就業または就学する者、中井町に事業所を有する個人または法人、中井町に土地または建築物を所有する者、中井町で活動する個人または団体
- 自治会等:町民同士の助け合いを図り、地域ごとのまちづくりを推進するために組織された自治会や、町内において公共的な活動を行う町民により構成された団体
- 町:中井町の執行機関
- まちづくり:中井町における地域の持つ課題を解決し、暮らしやすく 豊かな地域社会を実現するための活動
- 地域づくり:中井町の区域内の地域において行われるまちづくり
- 協働:町民、自治会等または町が相互の立場を尊重して、対等な立場で連携・協力してまちづくりを行うこと

(3) まちづくりの基本理念・基本原則

① 基本理念

○ 町民一人ひとりが健康かつ幸せで、安全で安心な暮らしを実感するこ

とができる中井町となるよう努めるものとする。

- まちづくりにおいては、地域の固有の文化を大切に保護・継承し、自 然環境及び生活環境と調和させるものとする。
- まちづくりにおいては、農業、工業、商業、観光などの産業の振興に 取り組み、中井町の持続可能な発展に寄与するものとする。
- 地域づくりにおいては、自治会等が自主的に取り組む活動が最大限に 尊重されるものとする。

② 基本原則

- 町民、議会及び町は、基本理念の実現に向けて、それぞれの責務に基づき、協働してまちづくりに取り組むことを原則とする。
- 町民、議会及び町は、まちづくりに関する情報を互いに提供し、共有 することを原則とする。

(4) まちづくりの主体

① 権利

- 町民は、誰もがまちづくりに参加する権利と責務を有する。
- まちづくりにおける町民一人ひとりの意見や活動は、尊重されるもの とする。

② 責務

- 町民は、自治会等に参加し、または個人で主体的かつ積極的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。
- 町民は、中井町が自然環境と生活環境に恵まれた地域であることを認識し、土地及び建築物の適正な利用とその管理に努めなければならない。
- 議会は、選挙で選ばれた議員によって構成される議決機関として、町 民の意思を把握し、町政に反映させるとともに、適正に行政運営が行 われていることを監視する役割を果たさなければならない。
- 町長は、町民の信託に基づき町を統括し、代表する者として、町民の 意思を尊重し、町民全体の福祉の向上に努め、中井町の発展に資する ため、公正かつ誠実に町政運営を担わなければならない。

○ 町の職員は、この条例を遵守し、町民全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、職務を適切に遂行するために必要な能力の向上に努めなければならない。

(5) 地域づくり

- 地域づくりは、町民、自治会等及び町が協働して行うものとする。
- 町民は、地域づくりに積極的に参加するとともに、必要な協力に努めなければならない。
- 町民は、地域に存する伝統的技能や芸能及び地場産業を尊重し、先人 から受け継いできた歴史的文化を未来の世代に継承するよう努めな ければならない。
- 自治会等は、地域づくりを推進するに当たっては、子どもが参加できるよう努めるとともに、子どもの育成に配慮しなければならない。
- 町長は、町の職員が地域づくりに参加できるよう必要な配慮を行うと ともに、町は、自治会等による地域づくりに必要な支援を行うよう努 めなければならない。

(6) まちづくり表彰

○ 町は、まちづくりに大きく貢献した町民を表彰することができる。

(7) 行政運営

① 総合計画

- 町長は、中井町における総合的かつ計画的な町政運営を行うための基本構想及びこれに基づく基本計画を策定するものとする。
- 町長は、基本構想と基本計画の進行を管理し、その進捗状況を公表しなければならない。

② 行財政運営

○ 町は、中長期的な展望に立った予算編成を行うとともに、健全で効率 的な財政運営に努めなければならない。

- 町長は、財政状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。
- 町は、積極的な行政改革を進め、効率的かつ効果的な行政運営に努め なければならない。
- 町は、行政運営の効率性や有効性を検証し、その取組を改善するため、 行政評価を行うものとする。

③ 情報公開

- 議会及び町は、町民の知る権利を保障するため公文書を公開するとと もに、まちづくりに関する情報について町民に対し積極的に提供する よう努めなければならない。
- 議会及び町は、町民に対し、分かりやすい情報の提供に努めなければ ならない。
- 議会及び町は、町民の基本的人権が擁護され、その権利利益が 侵害されることのないよう、保有する個人情報の取り扱いについ て、必要な措置を講じなければならない。

4 公益通報

- 町の職員は、公正な行政運営を妨げ、町民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を町に通報(以下「公益通報」という。)しなければならない。
- 町長は、前項の公益通報を行った町の職員に対して、公益通報を行ったことに対して不利益な取扱いをしてはならない。

⑤ 他の自治体との連携

○ 町は、中井町の周辺域に共通する課題の解決を図り、また事務の効率 化を図るため、他の自治体と連携するよう努めるものとする。

(8) 行政運営への町民参加

① 町民参加の推進

○ 町は、行政運営に関する計画の策定、政策の検討に当たっては、町民 の意見を反映させたり、その検討に参加する機会を設けたりするよう 努めなければならない。 ○ 町は、町民の意見の反映に当たっては、必要に応じて、年齢、地域、 男女等別に意見を聴くように努めなければならない。

② 審議会

- 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)の設置に当たっては、積極的に町民からの公募を行うよう努めなければならない。
- 町は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女が社会の対等な一員 として、政策の立案や決定に平等に参画する機会を確保するよう努め なければならない。
- 審議会等の会議は、正当な理由がない限り、公開を原則とする。

③ 町民まちづくり政策提案

- 町民は、町長に対して、まちづくりに関する政策を提案することができる。
- 町長は、町民から政策の提案があったときは、提案の内容を検討し、 政策を提案した者にその結果を通知するものとする。

(9) 住民投票

- 町長は、中井町全体の将来に関わる重要な事項について、中井町に住 所を有する者の意思を直接確認する必要があると認めたときは、別に 条例を定めることにより、住民投票を行うことができる。
- 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(10) 条例の見直し

- 町は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例 の施行状況及び各規定がこの条例の基本理念を踏まえ、中井町にふさ わしく、社会情勢に適合したものかどうかを検証するものとする。
- 町は、前項の検証結果に基づき、この条例について必要な見直しを行 うものとする。

中井町自治基本条例策定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中井町自治基本条例(以下、「条例」という。)の素案(以下、「条例素案」という。)を策定する組織に関して必要な事項を定め、もってよりよい条例づくりに資することを目的とする。

(設置)

第2条 条例素案を策定する組織として中井町自治基本条例策定検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、町長の求めに応じ、条例素案の策定に向けて検討を行い、その結果を取りまとめ町長に報告するものとする。

(組織)

- 第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 1名
 - (2) 町教育委員会の代表者 1名
 - (3) 町農業委員会の代表者 1名
 - (4) 町自治会連合会の代表者 1名
 - (5) 町商工振興会の代表者 1名
 - (6) 町社会福祉協議会の代表者 1名
 - (7) 町社会教育委員会議の代表者 1名
 - (8) 町男女共同参画推進懇話会の代表者 1名
 - (9) 行政関係者 1名
 - (10) 公募者 3名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する報告の完了する日までとする。 (公募者の選考)
- 第5条 庁内に、公募者を選考するための審査会を設置する。

(会長及び副会長)

- 第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副会長を置き、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は議長となり、会議を運営する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員会の委員及び庶務は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めない事項は、会長が定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成24年8月6日から施行し、条例が公布された日をもってその 効力を失う。
- 2 委員会の最初に開催される会議は、第7条の規定に関わらず町長が招集するものとする。

中井町自治基本条例策定検討委員会

平成25年7月30日現在(敬称略)

委嘱区分	氏	名	所属・役職等	備考
学識経験者	野口	和雄	横浜商科大学非常勤講師	会 長
教育委員会	重田	明夫	中井町教育委員会委員長	
農業委員会	市川	博	中井町農業委員会委員長	
自治会連合会	和田	信雄	中井町自治会連合会会長	H25. 5. 30 から
商工振興会	加藤	正人	中井町商工振興会会長	
社会福祉協議会	植木	年男	中井町社会福祉協議会会長	副会長
社会教育委員会議	梅橋	一夫	中井町社会教育委員会議議長	
男女共同参画推進懇話会	松田	智子	中井町男女共同参画推進懇話会会長	
行政関係者	早 野	茂	中井町副町長	
公募	相原	富雄	_	
公募	小清水	. 亘	_	
公募	吉居	命	_	
自治会連合会	小林	敏男	前中井町自治会連合会会長	H25.3.31 まで